

令和6年度建設工事等に係る
資格制限・指名停止措置状況一覧
(破産宣告・金融機関取引停止等による資格制限・指名停止を除く)

NO	業者名及び所在地	期 間	理 由
2	株エス&ケイ (加古川市)	令和6年5月8日から 令和6年10月7日まで (5か月)	当該事業者が、東播磨県民局長から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(2)イ適用)
1	株福谷建設 (加古川市)	令和6年5月8日から 令和6年10月7日まで (5か月)	当該事業者が、東播磨県民局長から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(2)イ適用)